

101 年赴德國友好互訪及至日本考察報告  
附 錄 四 資 料

3、日本總務省行政管理局簡報資料



# 国の行政機関の定員管理

平成 24 年 4 月

総務省行政管理局

# 国の行政機関の定員管理の仕組み

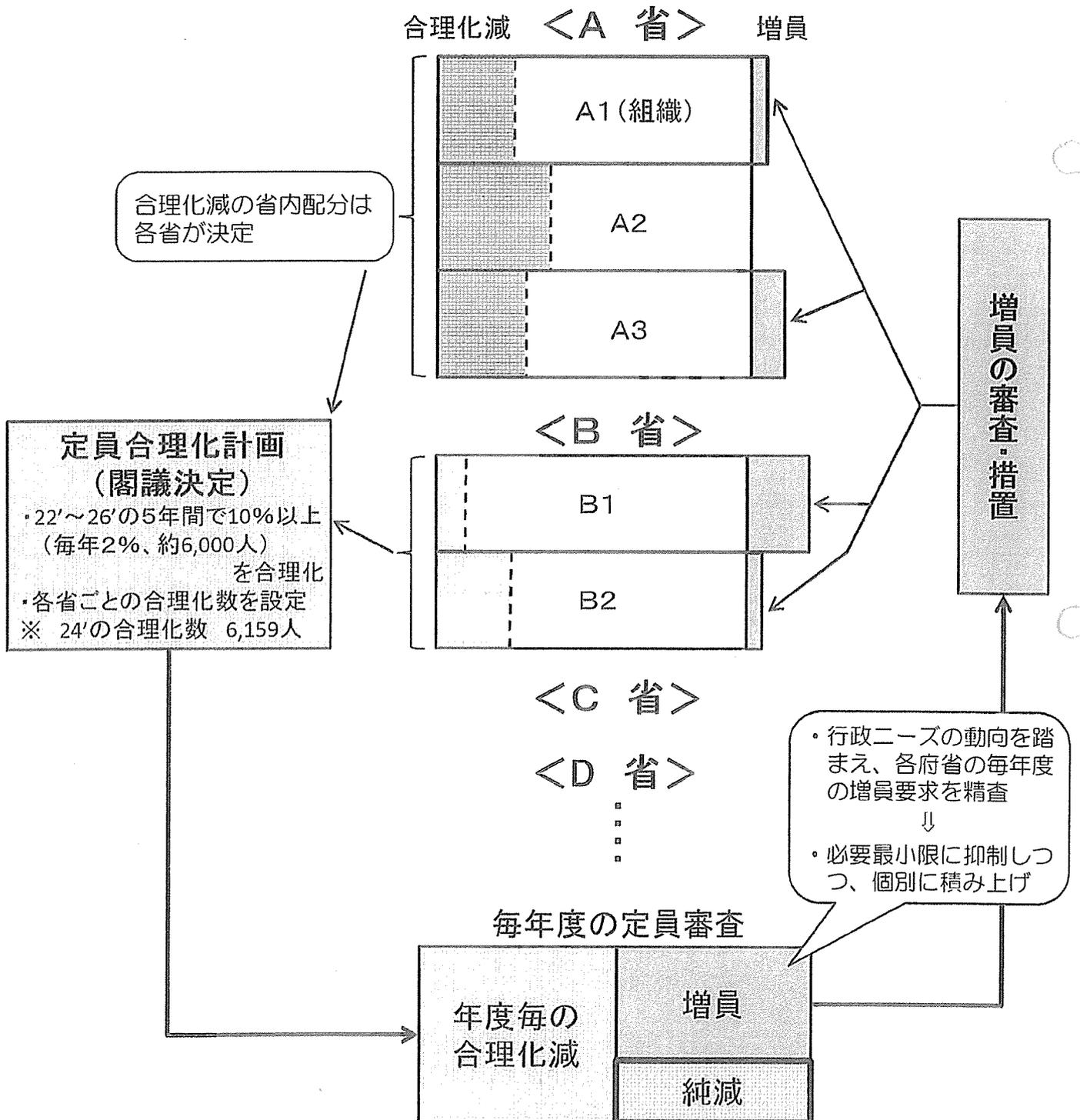
定員とは、法令、予算等に基づき行う事務・事業を担う常勤恒常職の人員の数として定められている。各府省は、この定員の範囲内で人員を確保し、その事務・事業を遂行。

## <定員管理の機能>

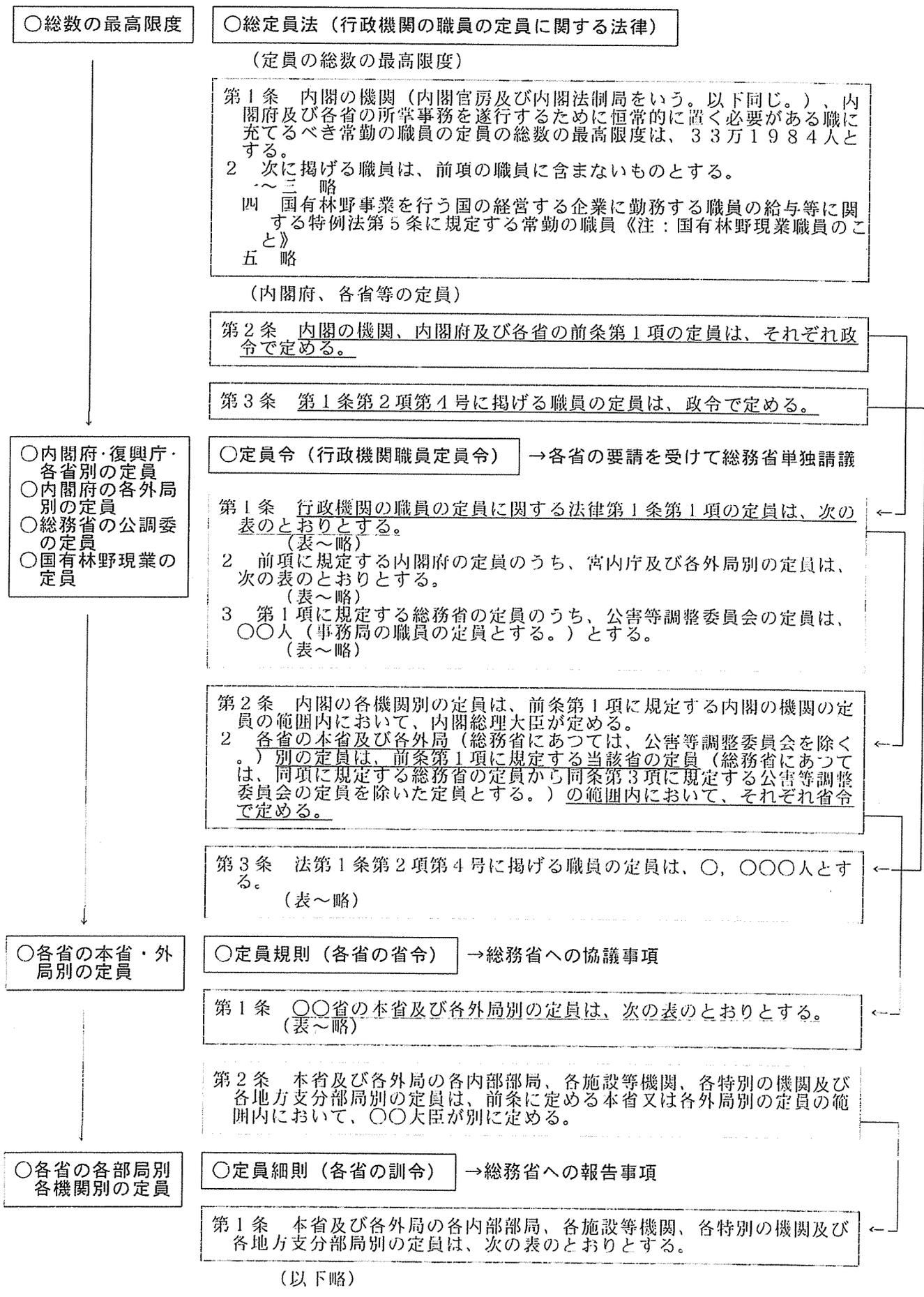
⇒ 行政需要の変化に応じ、府省内はもとより、府省を越えた大胆な定員の再配置を実現。

(注) 各府省においても、例えば、本省内部部局の定員の範囲内であれば、自らの裁量で定員の再配置が可能

⇒ 府省を通じ、政府全体として、可能な限り定員純減を確保する手段としても有効。



# 行政機関の職員の定員に関する法体系



## 新たな定員合理化計画等（平成21年7月1日閣議決定）の概要

経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日閣議決定）に基づき、下記の方針により、平成22年度以降の定員管理を行うものとする。

### 記

1 国の行政機関の定員（自衛官を除く。）について、行政需要の変化に対応したメリハリのある定員配置を実現する観点から、府省内はもとより府省の枠を越えた大胆な定員の再配置を行うとともに、行政のスリム化を推進するため、平成22年度から平成26年度までの5年間に平成21年度末定員の10%以上を合理化することとし、以下により、定員合理化を実施するものとする。

(1) 平成22年度の合理化目標数

平成22年度においては、平成21年度末定員の2%以上を合理化することとし、合理化目標数を6,066人とする（府省毎の合理化目標数は別表のとおり。）。

(2) 平成23年度以降の4年間の合理化目標数

平成23年度から平成26年度までの4年間の各府省の合理化目標数については、平成21年中を目途に策定するものとされた出先機関の改革大綱等を踏まえた業務・組織の徹底した合理化を反映させて策定するものとする。

2 以上のほか、出先機関改革に係る工程表に沿って出先機関の事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等を進めるための取組を行う。

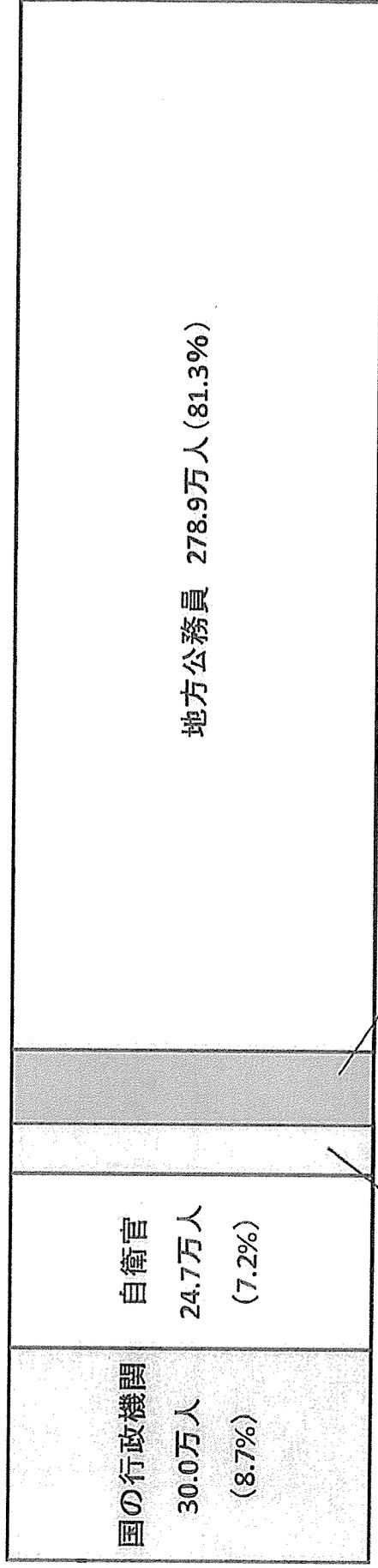
#### 【平成22年度の各府省の合理化目標数】

府 省	21年度末定員	目標数	府 省	21年度末定員	目標数
内閣の機関	813人	9人	外 務 省	5,697人	121人
内閣府本府	2,360人	46人	財 務 省	71,499人	1,328人
宮 内 庁	1,034人	15人	文部科学省	2,192人	46人
公正取引委	779人	12人	厚生労働省	32,742人	712人
国家公安委	7,660人	126人	農林水産省	25,313人	682人
金 融 庁	1,462人	21人	経済産業省	8,626人	168人
消 費 者 庁	202人	0人	国土交通省	60,900人	1,190人
総 務 省	5,389人	117人	環 境 省	1,224人	21人
公害調整委	36人	0人	防 衛 省	22,469人	488人
法 務 省	51,866人	964人	合 計	302,263人	6,066人

# 国家公務員及び地方公務員の数

公務員全体 342.9万人

国家公務員64.0万人



特別機関 3.2万人(0.9%)

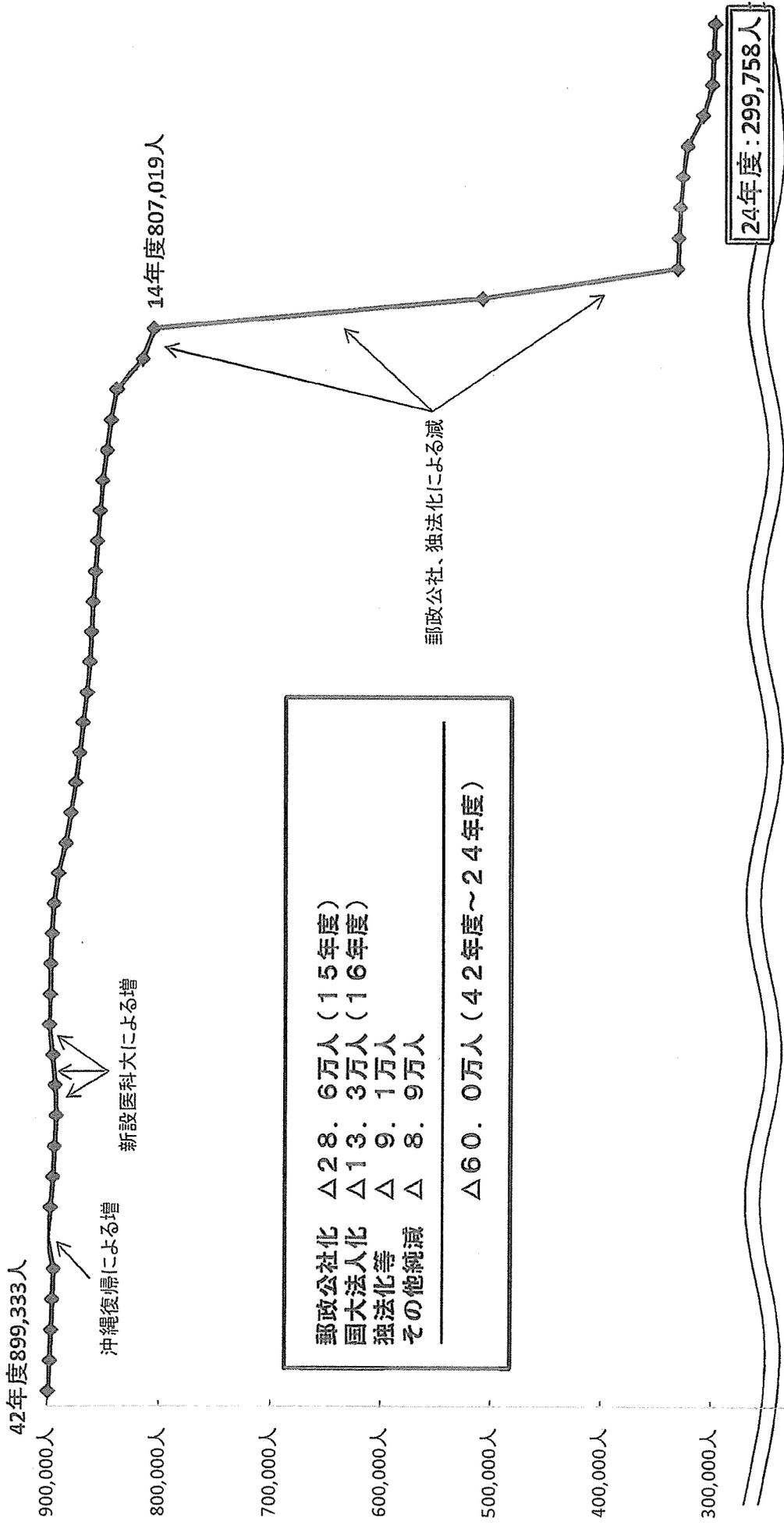
(国会、裁判所、会計検査院、人事院、大臣・委員等)

地方公務員 278.9万人(81.3%)

特定独立行政法人 6.1万人(1.8%)

(注) 国の行政機関、自衛官及び特別機関は平成24年度末定員、特定独立行政法人は平成24年1月1日現在の常勤職員数、地方公務員は平成23年4月1日現在の職員数

# 国の行政機関の定員の推移



昭和 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 元 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24  
平成 年度

# 省庁再編以降の国の行政組織等の職員数の動向

行政機関 84.1万人 (除く自衛官。以下同じ)	特殊法人 42.7万人
-----------------------------	-------------

【平成13年1月】  
2001年

行政機関 80.7万人		独立行政法人 1.9万人	特殊法人 26.1万人 (H14.1)	民営化 JR東日本(7.5) JR京 海(2.2) JR西日本(3.9)
治安 6.2万人	国税 5.6万人	郵政事業 28.6万人	印刷・造幣 0.7万人	
河川・造路・港湾等 3.0万人	社保労働 4.1万人	国有林野 0.6万人	国立学校 13.4万人	
河川・造路・港湾等 2.4万人 (除く自衛官)	防衛 2.4万人	登記等 1.2万人	国立病院等 4.4万人	
河川・造路・港湾等 2.2万人 (除く自衛官)	労働 2.2万人	森林統計等 2.0万人		
河川・造路・港湾等 2.6万人	防衛 2.2万人 (除く自衛官)	その他 8.5万人		
河川・造路・港湾等 2.2万人	労働 2.2万人			
河川・造路・港湾等 2.2万人	登記等 1.2万人			
河川・造路・港湾等 2.2万人	登記等 0.9万人			
河川・造路・港湾等 2.2万人	その他 8.2万人			
河川・造路・港湾等 2.2万人	国有林野 0.5万人			

【平成15年3月】

行政機関 30.0万人		独立行政法人 (公務員・非公務員) 14.1万人 (H24.1)	特殊法人 (非公務員) 32.8万人 (H24.1)	民営化等 ○完全民営化 ○民間法人化 ○廃止
治安 6.7万人	国税 5.5万人	国立大学 法人等 (非公務員) 13.2万人 (H24.1)		
河川・造路・港湾等 2.6万人	労働 2.2万人			
河川・造路・港湾等 2.2万人 (除く自衛官)	防衛 2.2万人 (除く自衛官)			
河川・造路・港湾等 2.2万人	労働 2.2万人			
河川・造路・港湾等 2.2万人	登記等 1.2万人			
河川・造路・港湾等 2.2万人	登記等 0.9万人			
河川・造路・港湾等 2.2万人	その他 8.2万人			
河川・造路・港湾等 2.2万人	国有林野 0.5万人			

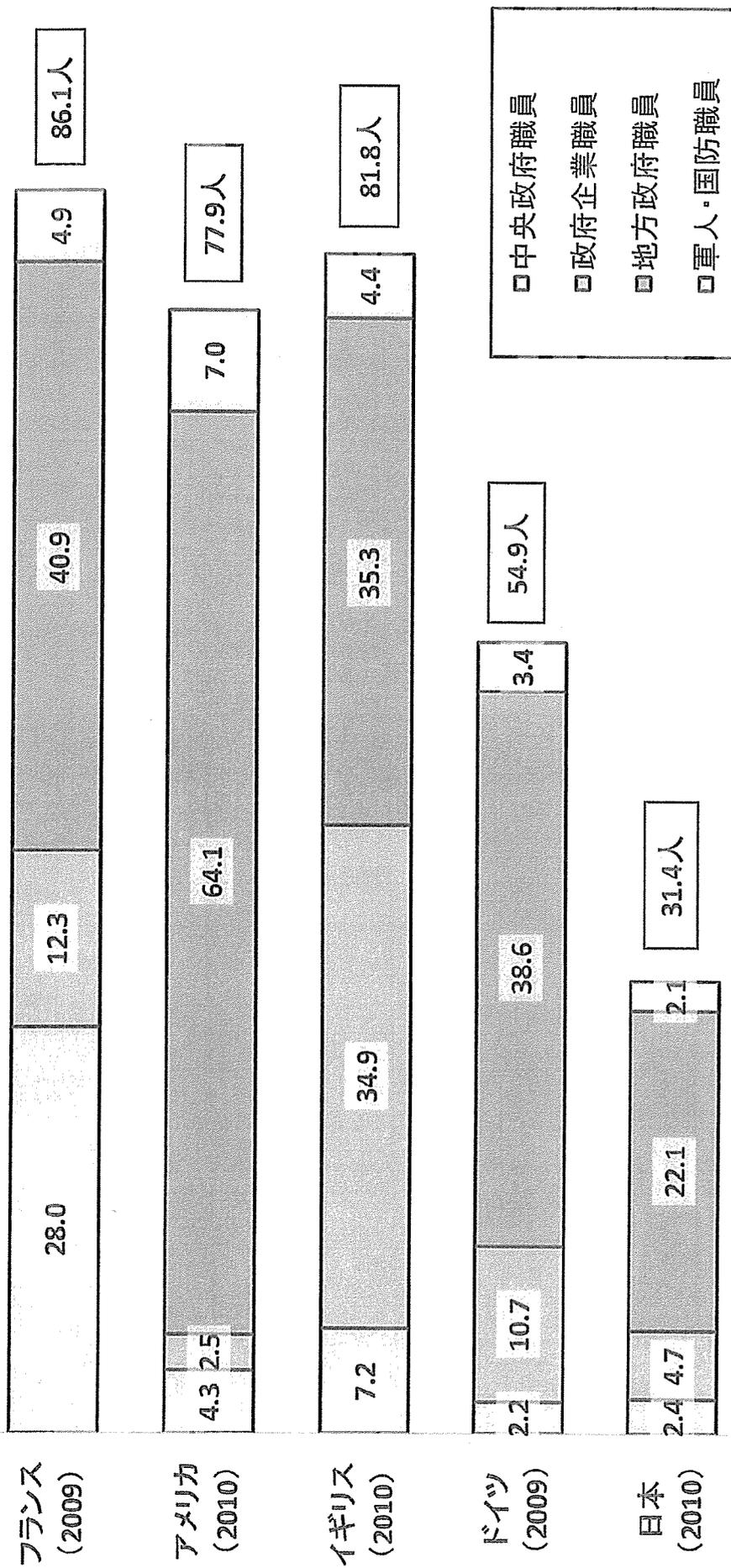
【平成25年3月】

- 厳格な定員管理
- 中期的な目標管理と第三者による厳格な事後評価
  - 廃止・民営化を含めた組織・業務全般の定期的見直し
  - 企業の経営手法による業務・財務運営
  - 徹底した情報の公開

NTT、JR(本州3社を除く)、NHK、JT、JP(株式会社ゆうちよ銀行、株式会社かんぽ生命保険を除く)等  
※平成19年10月の郵政民営化に伴い、日本郵政公社が廃止され、郵便局株式会社及び郵便事業株式会社が特殊会社として設立された。なお、株式会社ゆうちよ銀行、株式会社かんぽ生命保険は会社法上の会社として「民営化等」に区分している。

# 人口千人当たりの公的部門における職員数の国際比較（未定稿）

(単位:人)



(注)1 国名下の( )は、データ年度を示す。

2 日本の「政府企業職員」には、独立行政法人(特定及び非特定)、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人及び国有林野事業の職員を計上。

3 日本の数値において、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人及び軍人・国防職員以外は、非常勤職員を含む。

## 平成24年度 定員審査結果（概要）

平成24年度の定員については、東日本大震災からの復旧・復興等の事業の実施に万全を期すため、これに対応する定員について優先的に措置（716人）。

一方、上記以外の増員については昨年以上に厳しく抑制を図り、全体として前年同数の▲1,300人の純減を確保。

### 1. 東日本大震災からの復旧・復興等に対応する定員について優先的に措置

- 復旧・復興のための施策や、除染を始めとする原子力災害対策に対応する定員として、716人を措置（時限の新規増員）
- 主な措置事項 ※各府省からの振替を含む
  - ①除染（環境省）…230人の定員措置
  - ②復興庁…118人の定員措置
  - ③原子力安全庁…480人の定員措置（各府省からの振替を基本）

### 2. 行政機関全体で前年同数（▲1,300人）の定員純減を確保

- 復旧・復興等に係る増員（上記716人）以外の増員については、要求内容を厳しく精査し、4,397人(\*)まで圧縮し、合計5,113人。
- 合理化について、概算要求に盛り込まれていた合理化数を上回る減を審査過程で求め、▲6,413人(\*)の減員を確保。

\*増員・減員とも、復興庁や原子力安全庁の設置等、大震災に関連して24年度に大規模に生じる省庁間の定員振替（増減同数）を除いた数

- これらの取組の結果、ネットで▲1,300人の純減を確保。  
復旧・復興等に係る増員を除けば、▲2,016人。

#### 【参考】

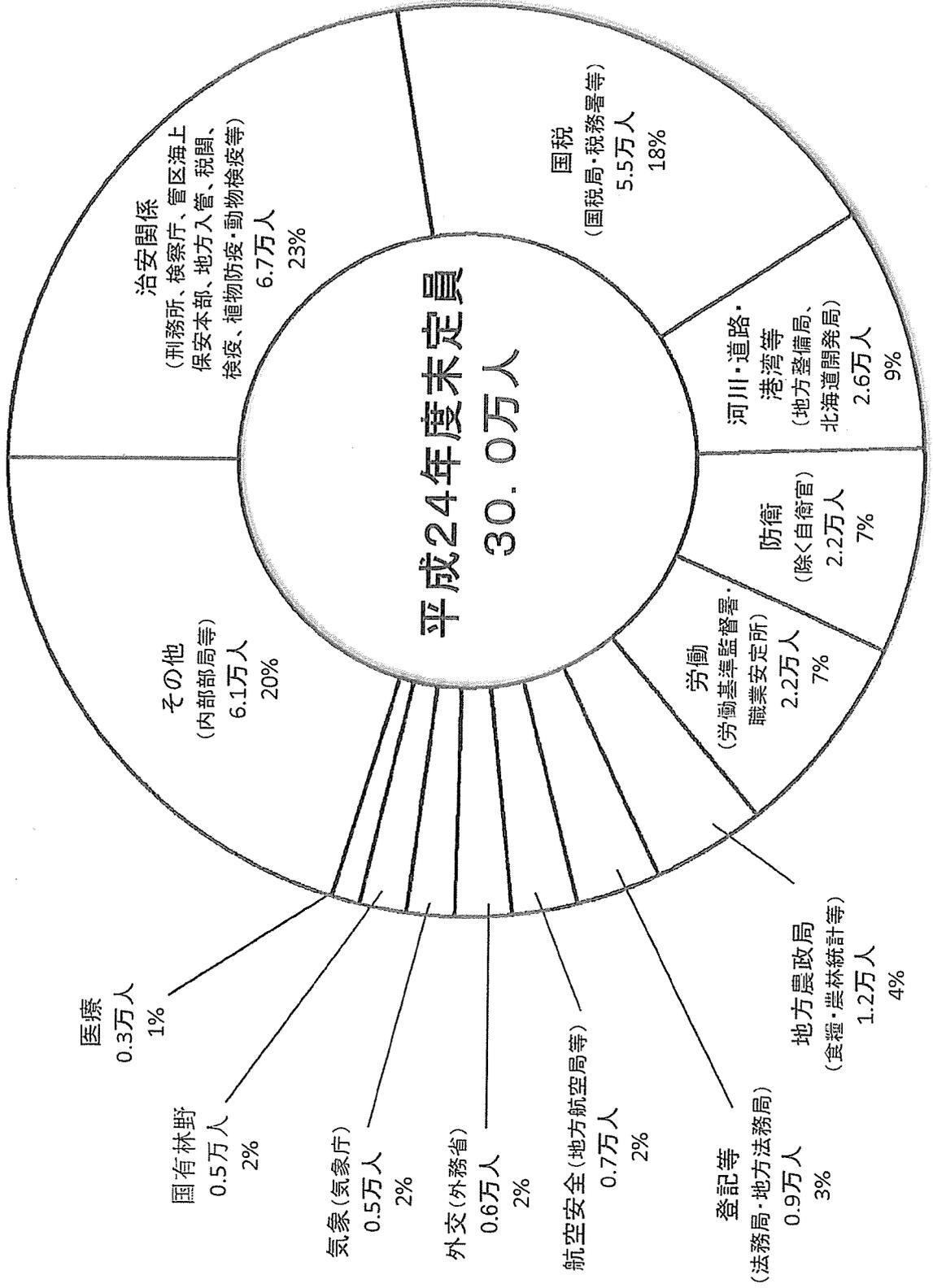
	増員	減員	差引（純減）
24年度要求	7,927人	▲6,184人	1,743人
24年度査定	5,113人	▲6,413人	▲1,300人

23年度実績 (当初予算ベース)	5,020人	▲6,320人	▲1,300人
---------------------	--------	---------	---------

# 国の行政機関の定員の主な内訳（平成24年度末）

30.0万人		30.0万人	
内部部局	施設等機関	特別の機関	地方支分部局
4.2万人	3.6万人	3.3万人	18.8万人
	刑務所等	自衛隊（非自衛官）、検察庁、在外公館等	国税局、税務署
			都道府県労働局 （労働基準監督署、職業安定所）
			地方整備局
			地方農政局（食糧、農林統計等）
			管区海上保安本部
			法務局（登記等）
			税関
			北海道開発局
			財務局
			森林管理局
			地方航空局
			管区警察局
			地方運輸局
			地方入国管理局
			管区气象台
			地方防衛局
			経済産業局
			地方厚生局
			その他
			5.5万人
			2.2万人
			2.1万人
			1.2万人
			1.1
			0.9
			0.9
			0.5
			0.5
			0.4
			0.4
			0.4
			0.4
			0.3
			0.3
			0.2
			0.2
			0.2
			0.2
			0.1
			0.1

# 国の行政機関の分野別定員



## 平成 23 年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について

平成 22 年 5 月 21 日  
閣 議 決 定

- 1 厳しい財政状況の下、政府としては、今後、国家公務員の人件費の抑制を進める必要がある。また、天下りのあつせんを根絶し、一方で、定年まで勤務できる環境の整備に向けた公務員制度改革を推し進める必要がある。

これらを踏まえ、平成 23 年度の国家公務員の新規採用について、以下の基本方針に基づき厳しい抑制を行うこととし、定年まで勤務することが想定される一般職の国家公務員（人事院及び会計検査院の職員を除く。以下同じ。）に係る平成 23 年度の新規採用者数を、これに相当する平成 21 年度の新規採用者数の 6 割程度にとどめるものとする。

### （基本方針）

新規採用者を以下の 3 つの類型に分類し、各府省について、平成 21 年度の新規採用者数に各類型に掲げる割合を乗じた数を、それぞれの類型に該当する職員に係る平成 23 年度の新規採用者数の上限とすることを基本とする。

- i 地方出先機関等において勤務することを目的とする採用者（iiiを除く。） 2割
- ii 本省において企画・立案に携わること等を目的とする採用者 8割
- iii 専門職種でその専門的な知識をいかして行政サービスを提供すること等を目的とする採用者 5割

ただし、総務大臣は、特定の職種について、上記基準によった場合に当該職種の行う業務の執行に著しい支障があるものと認めるときは、当該職種に係る新規採用者数の上限について、平成 21 年度新規採用者数の範囲内で加算することができる。

この方針に基づく、各府省ごとの平成 23 年度の各類型別新規採用者数の上限値は、総務大臣が定める。

- 2 一般職の国家公務員のうち、任期付職員、任期付研究員、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成 11 年法律第 22 号）に基づく交流採用職員及び再任用職員については、任期を定めて採用され、定年まで勤務することが想定されない職員であること等を踏まえ、その採用は人件費の抑制に配慮しつつ適切に行うものとする。
- 3 特別職の国家公務員のうち、自衛官を除く防衛省の職員については、一般職の国家公務員に準じた取組を行うこととし、当該職員に係る平成 23 年度の各類型別新規採用者数の上限値は、防衛大臣が定める。
- 4 人事院及び会計検査院に対し、各機関の特質等にも留意しつつ、1 及び 2 に準じた取組を行うよう求める。

## 別表

## 各府省別の平成23年度上限値

	23年度 上限値(A)	(A/B)	21年度 採用実績(B)
内閣官房	6	( 60 % )	10
内閣法制局	2	( 100 % )	2
内閣府	32	( 70 % )	46
金融庁	40	( 89 % )	45
宮内庁	22	( 81 % )	27
公正取引委員会	36	( 68 % )	53
警察庁	152	( 73 % )	207
消費者庁	2	( — % )	0
総務省	120	( 65 % )	186
法務省	1,304	( 66 % )	1,973
外務省	127	( 69 % )	183
財務省	1,308	( 55 % )	2,370
文部科学省	66	( 80 % )	82
厚生労働省	343	( 50 % )	686
農林水産省	168	( 55 % )	306
経済産業省	177	( 65 % )	271
国土交通省	846	( 62 % )	1,354
環境省	32	( 73 % )	44
合計	4,783	( 61.0 % )	7,845

※治安の最前線の専門職種は、1,279人。  
これを除いた採用率は、53%。

## 平成 24 年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について

〔平成 23 年 6 月 17 日〕  
閣 議 決 定

- 1 平成 23 年度の国家公務員の新規採用については、国家公務員の  
人件費の抑制を進めるとともに、公務員制度改革を推し進めるため、  
「平成 23 年度の国家公務員の新規採用抑制の方針について」（平成  
22 年 5 月 21 日閣議決定。以下「23 年度新規採用抑制方針」という。）  
に基づき、厳しい抑制方針を定めたところである。

政府としては、平成 24 年度の新規採用についても、厳しい財政  
事情の下、国家公務員の定員に関し、通常の設定員審査の中で厳しく  
業務の見直しや効率化に取り組み、可能な限り定員の純減を図る必  
要があるため、平成 23 年度に引き続き、以下の基本方針に基づき、  
厳しく抑制することとする。

（基本方針）

- (1) 内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務  
員（任期の定めのある職員及び自衛官を除く。）に係る平成 24  
年度の新規採用者数の上限値については、23 年度新規採用抑制  
方針に基づく各府省ごとの上限値、東日本大震災に伴う復旧・  
復興事業等への対応の必要性、平成 24 年度の定年退職者等の増  
加などを踏まえ、全体として 6,336 人の範囲内に厳しく抑制す  
る。各府省ごとの採用者数の上限値は、上記の範囲内で総務大  
臣が決定する。
  - (2) ただし、厳しい採用抑制方針を基本としつつも、東日本大震  
災の復旧・復興事業等に係る平成 24 年度の定員審査等の結果、  
真に必要と認められる場合に限り、追加の採用について検討す  
ることとする。
- 2 任期の定めのある職員の採用は、人件費の抑制に配慮しつつ、定  
員の範囲内で、適切に行うものとする。
  - 3 以下のときは、上記 1 (1) に基づく上限値とは別に、各府省にお  
いて採用を行うことができるものとする。
    - (1) 平成 23 年度の新規採用者数の実績が、23 年度新規採用抑制方  
針に基づき総務大臣が決定した上限値又は防衛大臣が決定した  
上限値を下回った場合であって、その下回った数の範囲内で、

採用を行うとき

- (2) 公安職俸給表又は医療職俸給表の適用を受ける職員（これらに準じる職種であって、短期間で離職する職員の数の割合が高いものに属する職員として総務大臣が指定する職種を含む。）であって、平成 21 年度以降に新規採用された者（任期の定めのある職員を除く。）が平成 24 年度中に離職（出向を除く。）した場合であって、その職員の数の範囲内で、採用を行うとき
- 4 人事院及び会計検査院に対し、各機関の特質等にも留意しつつ、1 ないし 3 に準じた取組を行うよう求める。

平成 23 年 6 月 7 日総務大臣決定により定められた各府省ごとの新規採用者数の上限値

	平成 24 年度の新規採用者数の 上限値
内閣官房	10
内閣法制局	2
内閣府	35
宮内庁	32
公正取引委員会	37
警察庁	164
金融庁	42
消費者庁	2
総務省	120
法務省	1, 475
外務省	141
財務省	1, 482
文部科学省	66
厚生労働省	625
農林水産省	235
経済産業省	181
国土交通省	1, 078
環境省	34
防衛省	575
合計	6, 336

(注 1) 内閣府の数は、宮内庁及び外局に係る数を除いたものである。

(注 2) この表の人数は、平成 24 年度中に採用した職員で平成 25 年 3 月 31 日に在職するものの人数である。

(注 3) 以下のときは、「平成 24 年度为国家公務員の新規採用抑制の方針について」の 3 に基づき、上記の値とは別に、24 年度において採用を行うことができる。

(1) 平成 23 年度の新規採用者数の実績が、23 年度新規採用抑制方針に基づき総務大臣が決定した上限値又は防衛大臣が決定した上限値を下回った場合であって、その下回った数の範囲内で、採用を行うとき

(2) 公安職俸給表又は医療職俸給表の適用を受ける職員（麻薬取締官を含む。）であって、平成 21 年度以降に新規採用された者（任期の定めのある職員を除く。）が平成 24 年度中に離職（出向を除く。）した場合であって、その職員の数の範囲内で、採用を行うとき



# 独立行政法人制度とその現状

平成24年4月9日

# 独立行政法人制度の導入の経緯・導入後の動き

- 平成9年12月 行政改革会議最終報告(独立行政法人制度の創設を提唱)
- 平成10年6月 中央省庁等改革基本法成立(独立行政法人制度創設を規定)
- 平成11年4月 独立行政法人通則法案、整備法案閣議決定  
「中央省庁等改革の推進に関する方針」中央省庁改革本部決定
- 7月 独立行政法人通則法、整備法成立
- 12月 独立行政法人化される法人に係る個別法等が成立
- 平成13年4月 57の独立行政法人設立
- 12月 「特殊法人等整理合理化計画」閣議決定(163の特殊法人及び認可法人について、事業及び組織形態の個別見直し内容、共通的に取り組むべき改革事項等を決定)
- 平成15年10月 特殊法人等改革による32の独立行政法人設立
- 平成16年4月 国立大学法人設立
- 平成18年4月 日本司法支援センター設立
- 6月 行政改革推進法施行(①政策金融改革、②独立行政法人の見直し、③特別会計改革、④総人件費改革、⑤政府の資産・債務改革などの基本方針等を規定)
- 平成19年12月 「独立行政法人整理合理化計画」閣議決定
- 平成21年12月 「独立行政法人の抜本的な見直しについて」閣議決定
- ・ 見直しの視点等を決定
  - ・ 「独立行政法人整理合理化計画」の凍結(随意契約・保有資産については見直しを継続)
- 平成22年5月 独立行政法人通則法改正法成立(不要財産の国庫納付等を義務付け)
- 平成22年12月 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」閣議決定
- ・ すべての独立行政法人の全事務・事業及び全資産を精査し、講ずべき措置を決定
- 平成24年1月 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」閣議決定
- ・ 全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

# 独立行政法人一覽(平成24年2月1日現在)

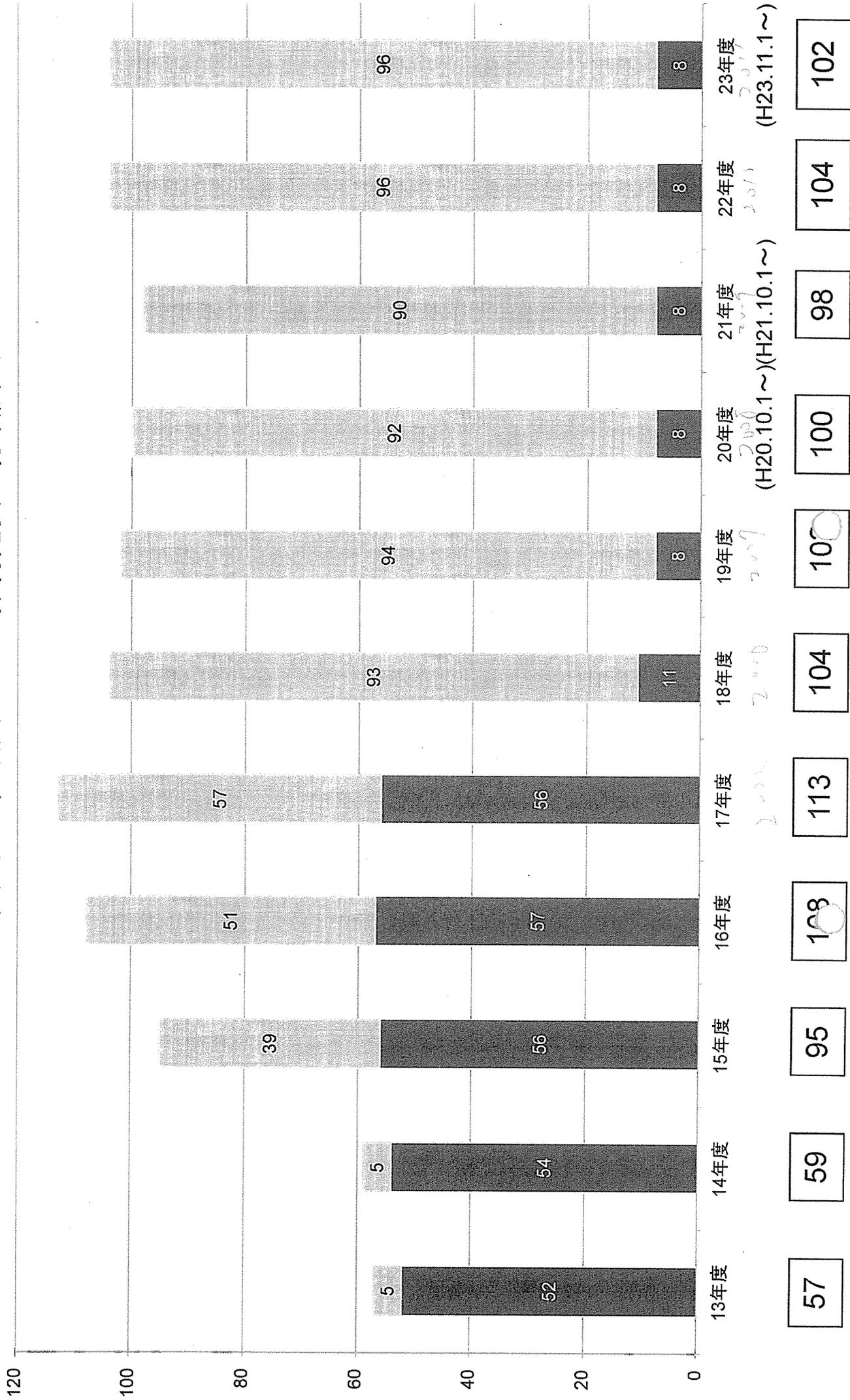
内閣府所管 2	国立文化財機構 教員研修センター 科学技術振興機構 日本學術振興會 理化学研究所 宇宙航空研究開発機構 日本スポーツ振興センター 日本芸術文化振興會 日本学生支援機構 海洋研究開発機構 国立高等専門学校機構 大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター 日本原子力研究開発機構	年金積立金管理運用独立行政法人 国立がん研究センター 国立循環器病研究センター 国立精神・神経医療研究センター 国立国際医療研究センター 国立成育医療研究センター 国立長寿医療研究センター 農林水産省所管 13 ○農林水産消費安全技術センター 種苗管理センター 家畜改良センター 水産大学校 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所 国際農林水産業研究センター 森林総合研究所 水産総合研究センター 農畜産業振興機構 農業者年金基金 農林漁業信用基金	石油天然ガス・金属鉱物資源機構 中小企業基盤整備機構 国土交通省所管 20 土木研究所 建築研究所 交通安全環境研究所 海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 電子航法研究所 航海訓練所 海技教育機構 航空大学校 自動車検査独立行政法人 鉄道建設・運輸施設整備支援機構 国際観光振興機構 水資源機構 自動車事故対策機構 空港周辺整備機構 海上災害防止センター 都市再生機構 奄美群島振興開発基金 日本高速道路保有・債務返済機構 住宅金融支援機構
○国立公文書館 北方領土問題対策協会			
消費者庁所管 1			
国民生活センター			
総務省所管 4	情報通信研究機構 ○統計センター 平和祈念事業特別基金 郵便貯金・簡易生命保険管理機構		
外務省所管 2	国際協力機構 国際交流基金		
財務省所管 4	酒類総合研究所 ○造幣局 ○国立印刷局 日本万国博覧会記念機構		
文部科学省所管 23	国立特別支援教育総合研究所 大学入試センター 国立青少年教育振興機構 国立女性教育会館 国立科学博物館 物質・材料研究機構 防災科学技術研究所 放射線医学総合研究所 国立美術館	○厚生労働省所管 19 国立健康・栄養研究所 労働安全衛生総合研究所 勤労者退職金共済機構 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福祉医療機構 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 労働政策研究・研修機構 労働者健康福祉機構 ○国立病院機構 医薬品医療機器総合機構 医薬基盤研究所 年金・健康保険福祉施設整理機構	環境省所管 2 国立環境研究所 環境再生保全機構 防衛省所管 1 ○駐留軍等労働者労務管理機構
		○経済産業省所管 11 経済産業研究所 工業所有権情報・研修館 日本貿易保険 産業技術総合研究所 ○製品評価技術基盤機構 新工ネルギー・産業技術総合開発機構 日本貿易振興機構 原子力安全基盤機構 情報処理推進機構	

合計102法人

(注)○印の法人は、特定独立行政法人(役職員が国家公務員の身分を有するもの(8法人))

# 独立行政法人の設置数の推移

■ 特定独立行政法人 ■ 非特定独立行政法人



## 独立行政法人制度

独立行政法人は、①公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務事業であって、②国が自ら主体となって直接実施する必要のないものうち、③民間にゆだねた場合には、必ずしも実施されないおそれがあるものを実施する法人

- <目的> ①業務の効率性・質の向上、②自律的な業務運営の確保、③業務の透明性の確保  
<特徴> ● 企業的経営手法による業務・財務運営（企業会計原則、会計監査人による監査）  
● 中期的な目標管理（3～5年）  
● 第三者による厳格な事後評価（毎年度、中期目標期間終了時）  
● 自律的な業務運営の確保（法人の長の責任の明確化、主務大臣の関与の限定、事前統制の緩和、渡切りの財源措置）  
● 業務・財務運営に関する広範な情報の公表

※ 独立行政法人制度は、特殊法人等について指摘されていた問題点（①経営責任の不明確性、②事業運営の非効率性・不透明性、③経営の自律性の欠如など）に対応

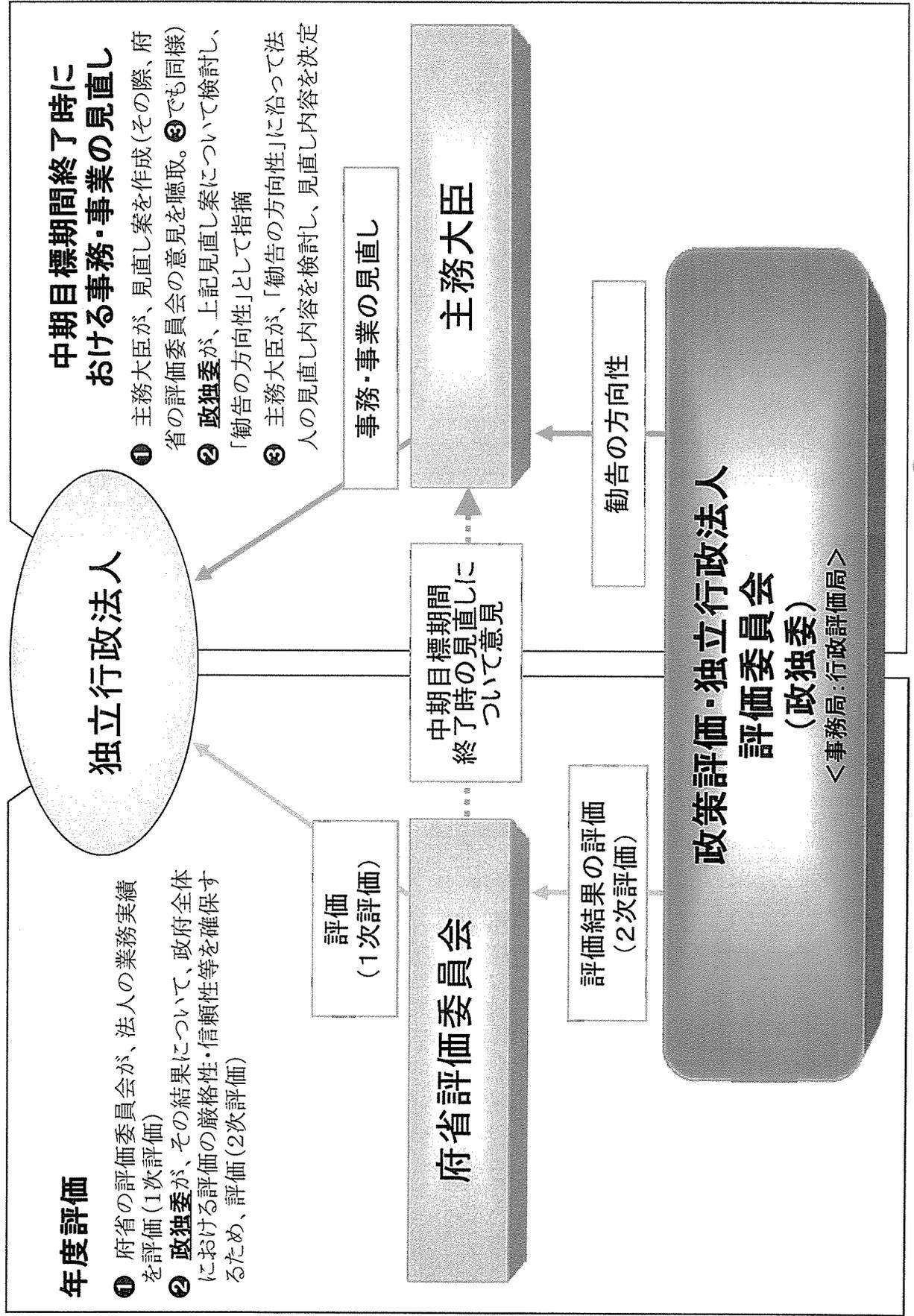
## 独立行政法人の業務運営の効率化・適正化を担保するための仕組み

中期的な目標管理と第三者による厳格な事後評価により、業務・組織を見直し、業務運営の効率性・適正性を担保する仕組みがビルトイン

- ① 主務大臣が中期目標を設定
- ② 法人が中期計画を策定（主務大臣認可）
- ③ 第三者による厳格な事後評価

・ 毎年度：各府省評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による評価  
・ 中期目標期間終了時：主務大臣による見直し。総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を踏まえた見直し案を決定

# 独立行政法人評価のスキーム



# 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(H22.12.7閣議決定)について

## 1. 経緯

- 行政の刷新のためには、行政本体のみならず、独法のような行政に関連する分野の刷新も重要。
- このため、まず、事務・事業等の無駄を洗い出すこととし、独立行政法人の事業を対象として事業仕分け第2弾(47法人、151事業)を実施。
- さらに、事業仕分けを行った事業にとどまらず、独立行政法人の全事務・事業、全資産や取引関係等の見直しを実施。

## 2. 「基本方針」の位置付けとポイント

### (1) 位置付け

- 「基本方針」は、改革の第一段階である「事務・事業見直し」の見直し内容を決定するもの。

### (2) ポイント

- 事業仕分けを踏まえた見直し  
国民公開の下で実施した事業仕分け結果を踏まえて、同様な考え方に基づき、事業を精査。事業仕分け同様、国民目線での厳しい見直しとなるよう留意。
- 独立行政法人の全事務・事業が見直し対象  
事業仕分けの対象事業のみならず、独立行政法人の全事業を精査。聖域なき見直しとなるよう留意(約490事項)。
- 資産・運営の見直しを併せて実施  
事務・事業の見直しに加えて、運営の効率化のため、保有資産、取引関係などの精査を併せて実施。不要資産の国庫返納や、随意契約の見直し、関連法人の利益剰余金等の国庫納付、契約に係る情報の公開などについても見直し(約360事項)。

## 3. 制度・組織の見直し

- 「基本方針」において、「改革の第二段階として、独立行政法人の制度・組織の見直しの検討を今後進める」旨を記載。



## 2 フォローアップ結果を踏まえた指摘事項の概要

- 今回のフォローアップ結果を踏まえ、更に取組を行っていくべき事項を「指摘事項」として提示。

### 指摘事項の対象

<「22年度中に実施」とされている項目について>

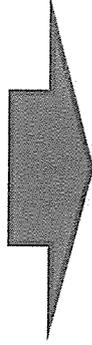
- ・ 措置が終了しておらず、早急に実施すべきもの (対象:10件)
- ・ 措置が講じられているが、今後具体化に向け更なる取組が必要なもの等 (対象:7件)

<「23年度中に実施」等とされている項目について>

- ・ 現在実施中であるが、今後更に取組を充実ないし加速することが必要なもの (対象:14件)

<「資産・運営の見直し状況(横断的事項)」に係る項目について>

- ・ 今後継続して一層の取組が必要なもの (対象:6件)



### 今後、各府省・各法人において、指摘事項を踏まえて取組を進めるよう要請

- これらの指摘事項にとどまらず、事務・事業の効率化を徹底し、より質の高い行政サービスの提供を実現する観点から、すべての事務・事業について不断の見直しを行っていく点に留意。
- 今後、改革の第二段階として制度・組織の見直しを進めていくこととなるが、その際、すべての法人の在り方について抜本的かつ包括的な見直しを行うこととする。

# 独立行政法人の制度・組織改革のイメージ

～我が国の成長に資する政策実施機能の強化に向けて～

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築

## 民営化・他の法人制度を活用

### ●特殊会社化

- 国の関与の下で政策上必要な業務の確かな実施を確保しつつ、会社法のガバナンスに基づき企業の経営により事業を効率的・機動的に実施  
(例) 農林漁業信用基金、日本貿易保険

### ●医療関係法人

- 医療法の体系を活用しつつ、経営の自律化と医療機能の強化を実現  
(例) 国立病院機構、労働者健康福祉機構

### ●個別法により設立される法人

- 医薬の検査等国民の生命に直結する業務を実施し、運営費交付金に依存しない法人について、ガバナンスの強化と機動的な経営確保を実現  
(例) 医薬品医療機器総合機構

### ●国民の財産の保全・運用等の重要な業務を 行い、運営費交付金に依存しない法人につ いて、ガバナンスを強化

- (例) 年金積立金管理運用独立行政法人

### ●民間法人化

- 民間法人として事業を実施  
(例) 海上災害防止センター

### ●法律等により在り方を見直しが予定されている法人

- (例) 国立公文書館、年金・健康保険福祉施設整備機構、国立がん研究センター、国立循環器病研究センター、国立精神・神経医療研究センター、国立国際医療研究センター、国立成育医療研究センター、国立長寿医療研究センター等

## 廃止

- 平和祈念事業特別基金
- 国立大学財務経営センター
- 日本万国博覧会記念機構

## 将来民間移管

- 空港周辺整備機構

## 事務・事業の特性を踏まえた最適なガバナンスの構築

### 成果目標達成法人

#### 研究開発型

- 研究開発面における国際水準にも即した目標設定・評価のため、研究評価委員会(外国人も参加)の設置を法定。
- 司令塔機能を果たす戦略本部による関与(国際水準で統一的な評価指針の整備、点検等)との関係を整理し、効果的・効果的な機能強化。

- 研究開発の特性に関連した制度運用(国際的頭脳循環の促進、自己収入の抜い、会計基準の在り方、適切な中期目標期間の設定等)について、適切な内容となるよう、関係部局とも協議し、対応。
- 支出の内外部チェック等の取組を強化。

- 研究体制の機能強化に併せて組織を統合(ふさわしい名称の在り方も検討)。

#### 文化振興型

- 重要事項等を審議する機関を設置
- 機動的な収蔵品購入や修復のための基金の創設
- 自己収入に関する目標の設定
- 国際的な情報発信力の強化、資産の有効活用等の観点から組織を統合

#### 大学連携型

- 重要事項等を審議する機関を設置
- 大学関係者と連携した運営方法の共通性等の観点から組織を統合

#### 金融業務型

- 法人の財務を点検する体制の整備
- 金融庁検査にじむ事務事業について、金融庁検査の導入を検討

#### 国際業務型

- 海外事務所評価の共通ルール設定
- ワンストップサービス実現のため、海外事務所を機能的に統合
- 機能強化等の観点から在り方を協議

#### 人材育成型

- 適正な受益者負担の確保
- 就職率向上等目標の明確化
- 教育機能強化等の観点から組織を統合

#### 行政事業型

- 事業内容が個別法令に規定されている事業の財源の補助金化
- 主務大臣が毎年業務内容を評価、第三者機関が点検

#### その他

- 共通ルールを適用

### 共通ルール

- 不適切な業務運営が明らかの場合、主務大臣の是正命令等の必要な措置。
- 監事に対し調査権限機能が付与。不適切な業務運営を行った場合等の役員の実務責任を明確化。
- 役員の実務責任については公衆を適用。
- 交付金について事業別の積算等を公表、予算と実績の乖離を把握。
- 不適切な支出と不要資産の留保を防止する仕組みを強化。
- 自己収入目標を設定させ、国の財源に依存しない経営を促進。
- 自己収入を増加させた場合におけるインセンティブを強化。
- 主務大臣が一貫して目標設定、評価。
- 中期目標期間終了時等に法人の持続性が認められない場合、主務大臣が法人の廃止を判断。
- 第三者機関による点検により「お手盛り」を防止。併せて行政評価・監視行政事業レビュー等を活用。
- 国民説明会の実施など情報公開を強化。法人から関連会社等への再就職を法律により規制。
- 事業別のセグメント情報を充実するとともに、交付金投入につき業務達成基準を原則採用。

## 国移管

### 行政執行法人

- 国の責任と判断の下で、国と密接な連携を図りつつ、確実・正確な業務執行に重点を置いて事務・事業を行う法人について、主務大臣が責任を持って効率的・効果的な運営を確保。

- 国の指示した目標のもと、単年度で業務運営。簡潔な意思決定の仕組みを整備。

- 単年度の財政措置が原則。合理的な理由がある場合は繰越も認めらる。

- (例) 造幣局、農林水産消費安全技術センター、駐留軍等労働者労務管理機構等

国において事務・事業を実施することが適当な法人(徹底的な合理化の上、国へ移管)

# 独立行政法人の制度・組織見直しにより期待される主な成果

## 現行制度の問題点

### 問題点1： 無駄な支出の発生

- 主務大臣や監事による法人のガバナンスが不十分
  - ・ 非効率な事業の中止・改善等に対し主務大臣の関与に限界
  - ・ 監事の権限が不明確であり、内部から自律的に無駄を排除する仕組みが不十分
- 運営費交付金の使途が不透明で、非効率な業務運営が発生
  - ・ 年度ごとの国からの財政資金の使用状況等が不明確
  - ・ 過剰な利益剰余金が法人に残存

### 問題点2： 非効率な組織体制

- 行政組織や特殊法人の種々の業務について、検証や整理が不十分のまま独立行政法人に移行
- 様々な分野で様々な態様の業務を行っている法人を一律の制度で措置

### 問題点3： 実効性に乏しい評価

- 具体的な目標設定がなされおらず、実効性ある評価が困難
- 目標設定を行う主務大臣が評価を行わず一貫性なし。評価について統一的なルールがなく、問題を起こした法人に対しても高い評価

## 今般の独立行政法人改革の実施

〳 無駄を排除しつゝ、政策実施機能を最大限発揮し〴

## 改革後の姿

- 法人の内外から業務運営を適正化する仕組みを導入
- 財政規律を抜本的に強化することで、無駄を徹底的に排除

### ● 法人の内外から無駄な支出の排除を徹底

- ・ 不適切な業務運営が明確な場合、主務大臣による是正命令等の必要な措置を導入
- ・ 監事の権限強化等による内部ガバナンスを整備。適正な業務運営に係る役員

### ● 交付金の透明性を向上させ、予算と実績の乖離を把握しつゝ、不適切な支出と法人内部の不要資産を防止

- 法人の統廃合を行い、政策実施機能を強化する組織体制を構築
- 事務・事業の特性を踏まえて類型化等を行い、これに即したガバナンスを整備

### ● 国の政策実施機能の強化等の観点から、国や民間等の関係も視野に入れて組織をゼロベースで見直し(102法人→65法人)

- ・ 廃止(7法人)、民営化等(7法人)のほか、統合により、シナジー効果の発揮や間接部門の合理化、役員の削減等を徹底
- 自主的・自律的に事務・事業を実施する成果目標達成法人と、国と密接に連携しつゝ事務・事業を実施する行政執行法人に分類
- ・ 成果目標達成法人については、その特性を勘案した業務類型を設け、金融庁検査の導入や、研究評価委員会の設置等を措置

- 主務大臣が目標設定、業務実績評価等を実施する仕組とし、制度所管府省による統一的な運用を確保
- 中立・公正な第三者機関による国民目線での点検の仕組みを整備

### ● 主務大臣が一貫した目標設定、業務実績評価等を実施

- ・ 目標設定の明確性・客観性や評価の評語・基準等について、制度所管府省が統一的なガイドラインを整備
- ・ 中期目標の終了時までに、主務大臣が、業務実績等を踏まえて法人の存続等について検証し、必要な措置を講じる仕組みを制度化

### ● 制度所管府省に設置する第三者機関に加え、行政評価・監視の仕組み等を組み合わせ、効果的に業務運営の適正性を点検

